

昭和十六年九月二十四日 甲3号 00177

本書ノ大キサハ國定規格A5判

鳥取縣公報

昭和十六年九月二十四日

水曜日

第千二百七十號

◆鳥取縣訓令甲第二十一號

市 町 村 長
鳥取縣知事 八 田 三 郎

商工省所管重要物資現在高調查事務取扱手續中左ノ通改正シ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

昭和十六年九月二十四日

第二條中「調査期日」ヲ「調査時期」ニ、「第一條第三項該當者」ヲ「商工大臣ノ指定シタル者（以下申告義務者ト稱ス）」ニ改

メ、同條第一項末尾ニ「但シ規則第三條但書ノ規定ニ依ル申告義務者ニ就テハ之ヲ要セズ」ヲ加フ

第四條中「又ハ規則第九條ノ規定ニ依リ知事ノ指定シタル物資ノ現在高申告書」ヲ削リ、「期日後七日以内」ヲ「時期後十五日以

内」ニ改ム

別記様式第一號及第二號ヲ左ノ如ク改ム

様式 第一號

年 月 日

何市（何郡何町村）長 氏

名 印

鳥取縣公報

每週火曜日發行

（休日ニ當ル）時ハ翌日

（昭和十六年九月二十四日）第千二百七十九號

（昭和四年四月十五日）第三種郵便物認可

一

知事宛

商工省所管重要物資現在高調查規則該當者報告ノ件

標記ノ件商工省所管重要物資現在高調查事務取扱手續第二條ニ依リ左ノ通及報告候也

記

調査物資名	上記物資ノ申告義務者數	備	考
何々			
計			
注意	<p>一 備考欄ニ申告義務者ノ内譯ヲ例ヘバ生産業者何人、販賣業者何人、何工業組合組合員何人等ノ如ク記入スルコト 二 該當ナキ調査物資名ハ之ヲ省略スルコト</p>		
様式第二號	年	月	日
知事宛	何市(何郡何町村)長	氏	名

年月日

何市(何郡何町村)長

氏

名

00179

商工省所管重要物資現高申告書提出ノ件

記

調査物資名	細目	数量	所有量	保管量
品名	單位	單位	所	有
申告書總枚數				
枚				

注意

一 該當ナキ調査物資名ハ之ヲ省略スルコト

告示

◆鳥取縣告示第七百六十六號

左ノ通公有水面埋立ノ件免許セリ

昭和十六年九月二十四日

鳥取縣知事

八田三郎

一 埋立ノ免許ヲ受ケタル者

氣高郡大鄉村大字福井

高木清作

一 埋立ノ場所

氣高郡湖山村字福井下灘ノ二三、二九六番地々先湖山池公有水面

一 埋立ノ面積

九畝二十二步

一 埋立ノ目的

田地造成

一 免許年月日

昭和十六年九月二十四日

一 工事着手及竣工期間

昭和十六年九月二十四日

免許ノ日ヨリ十五日以内ニ着手シ昭和十八年十二月三十一日迄ニ竣工

一

◆鳥取縣告示第七百六十七號

米子財務出張所竜倉吉財務出張所管内ニ於テ縣稅検査章ヲ左ノ通返納並交付セリ

昭和十六年九月二十四日

區分

番號

返納年月日

所屬廳名

職名

氏名

縣稅検査章五

昭和十六年九月三日返納

米子財務出張所

縣書記

山田

幸夫

同五

昭和十六年九月三十日交付

倉吉財務出張所

同

山田

幸夫

◆鳥取縣告示第七百六十八號

畜牛結核病豫防法施行規則第三條第一項ニ依リ乳用牛及外國種々牡牛ノ結核病検査左ノ通施行ス所有者又ハ管理者ハ所定ノ検査所ニ該畜牛ヲ牽付検査ヲ受クベシ

00181

昭和十六年九月二十四日

検査期日

検査場所

鳥取縣知事

八

田

三郎

検査區域

三

郎

昭和十六年九月二十四日

岩美郡本庄村

岩美郡二圓

昭和十六年九月二十五日

岩美郡津ノ井村

岩美郡二圓

昭和十六年九月二十六日

鳥取市西町

鳥取市一圓

昭和十六年九月二十七日

鳥取市立川町

鳥取市一圓

昭和十六年九月二十八日

鳥取市吉方町

鳥取市一圓

昭和十六年九月二十九日

鳥取市古行町

鳥取市一圓

昭和十六年九月三十日

鳥取市市德町

鳥取市一圓

昭和十六年九月二十一日

鳥取市市富町

鳥取市一圓

昭和十六年九月二十二日

鳥取市市美町

鳥取市一圓

昭和十六年九月二十三日

鳥取市市田ノ島

鳥取市一圓

昭和十六年九月二十四日

鳥取市市行町

鳥取市一圓

昭和十六年九月二十五日

鳥取市市古行町

鳥取市一圓

昭和十六年九月二十六日

鳥取市市立川町

鳥取市一圓

昭和十六年九月二十七日

鳥取市吉方町

鳥取市一圓

昭和十六年九月二十八日

鳥取市市德町

鳥取市一圓

昭和十六年九月二十九日

鳥取市市富町

鳥取市一圓

昭和十六年九月三十日

鳥取市市美町

鳥取市一圓

昭和十六年九月二十一日

鳥取市市田ノ島

鳥取市一圓

昭和十六年九月二十二日

鳥取市市古行町

鳥取市一圓

昭和十六年九月二十三日

鳥取市市立川町

鳥取市一圓

昭和十六年九月二十四日

鳥取市吉方町

鳥取市一圓

昭和十六年九月二十五日

鳥取市市德町

鳥取市一圓

昭和十六年九月二十六日

鳥取市市富町

鳥取市一圓

昭和十六年九月二十七日

鳥取市市美町

鳥取市一圓

昭和十六年九月二十八日

鳥取市市田ノ島

鳥取市一圓

昭和十六年九月二十九日

鳥取市市古行町

鳥取市一圓

昭和十六年九月三十日

鳥取市市立川町

鳥取市一圓

昭和十六年九月二十一日

鳥取市吉方町

鳥取市一圓

昭和十六年九月二十二日

鳥取市市德町

鳥取市一圓

昭和十六年九月二十三日

鳥取市市富町

鳥取市一圓

昭和十六年九月二十四日

鳥取市市美町

鳥取市一圓

昭和十六年九月二十五日

鳥取市市田ノ島

鳥取市一圓

昭和十六年九月二十六日

鳥取市市古行町

鳥取市一圓

昭和十六年九月二十七日

鳥取市市立川町

鳥取市一圓

昭和十六年九月二十八日

鳥取市吉方町

鳥取市一圓

昭和十六年九月二十九日

鳥取市市德町

鳥取市一圓

昭和十六年九月三十日

鳥取市市富町

鳥取市一圓

昭和十六年九月二十一日

鳥取市市美町

鳥取市一圓

昭和十六年九月二十二日

鳥取市市田ノ島

鳥取市一圓

昭和十六年九月二十三日

鳥取市市古行町

鳥取市一圓

昭和十六年九月二十四日

鳥取市市立川町

鳥取市一圓

昭和十六年九月二十五日

鳥取市吉方町

鳥取市一圓

昭和十六年九月二十六日

鳥取市市德町

鳥取市一圓

昭和十六年九月二十七日

鳥取市市富町

鳥取市一圓

昭和十六年九月二十八日

鳥取市市美町

鳥取市一圓

昭和十六年九月二十九日

鳥取市市田ノ島

鳥取市一圓

昭和十六年九月三十日

鳥取市市古行町

鳥取市一圓

昭和十六年九月二十一日

鳥取市市立川町

鳥取市一圓

昭和十六年九月二十二日

鳥取市吉方町

鳥取市一圓

昭和十六年九月二十三日

鳥取市市德町

鳥取市一圓

昭和十六年九月二十四日

鳥取市市富町

鳥取市一圓

昭和十六年九月二十五日

鳥取市市美町

鳥取市一圓

昭和十六年九月二十六日

鳥取市市田ノ島

鳥取市一圓

昭和十六年九月二十七日

鳥取市市古行町

鳥取市一圓

昭和十六年九月二十八日

鳥取市市立川町

鳥取市一圓

昭和十六年九月二十九日

鳥取市吉方町

鳥取市一圓

昭和十六年九月三十日

鳥取市市德町

鳥取市一圓

昭和十六年九月二十一日

鳥取市市富町

鳥取市一圓

昭和十六年九月二十二日

鳥取市市美町

鳥取市一圓

昭和十六年九月二十三日

鳥取市市田ノ島

鳥取市一圓

昭和十六年九月二十四日

鳥取市市古行町

鳥取市一圓

昭和十六年九月二十五日

鳥取市市立川町

鳥取市一圓

昭和十六年九月二十六日

鳥取市吉方町

鳥取市一圓

昭和十六年九月二十七日

鳥取市市德町

鳥取市一圓

昭和十六年九月二十八日

鳥取市市富町

鳥取市一圓

昭和十六年九月二十九日

鳥取市市美町

鳥取市一圓

昭和十六年九月三十日

鳥取市市田ノ島

鳥取市一圓

昭和十六年九月二十一日

鳥取市市古行町

鳥取市一圓

昭和十六年九月二十二日

鳥取市市立川町

鳥取市一圓

昭和十六年九月二十三日

鳥取市吉方町

鳥取市一圓

昭和十六年九月二十四日

鳥取市市德町

鳥取市一圓

昭和十六年九月二十五日

鳥取市市富町

鳥取市一圓

昭和十六年九月二十六日

鳥取市市美町

鳥取市一圓

昭和十六年九月二十七日

鳥取市市田ノ島

鳥取市一圓

昭和十六年九月二十八日

鳥取市市古行町

鳥取市一圓

昭和十六年九月二十九日

鳥取市市立川町

鳥取市一圓

昭和十六年九月三十日

鳥取市吉方町

鳥取市一圓

昭和十六年九月二十一日

鳥取市市德町

鳥取市一圓

昭和十六年九月二十二日

鳥取市市富町

鳥取市一圓

昭和十六年九月二十三日

鳥取市市美町

鳥取市一圓

昭和十六年九月二十四日

鳥取市市田ノ島

鳥取市一圓

昭和十六年九月二十五日

鳥取市市古行町

鳥取市一圓

昭和十六年九月二十六日

鳥取市市立川町

鳥取市一圓

昭和十六年九月二十七日

鳥取市吉方町

鳥取市一圓

昭和十六年九月二十八日

鳥取市市德町

鳥取市一圓

昭和十六年九月二十九日

鳥取市市富町

鳥取市一圓

昭和十六年九月三十日

鳥取市市美町

鳥取市一圓

昭和十六年九月二十一日

鳥取市市田ノ島

鳥取市一圓

昭和十六年九月二十二日

鳥取市市古行町

鳥取市一圓

昭和十六年九月二十三日

鳥取市市立川町

鳥取市一圓

昭和十六年九月二十四日

鳥取市吉方町

鳥取市一圓

昭和

00184

第一項 傷痍軍人保護費	一、〇〇〇	第四款 繼入金	三、九四六
第六十二款 農地造成改良事業費	八五、三八四	第一項 一般會計繢入金	三、九四六
第一項 軍人援護費	二、一〇〇	歲出合計	
第二項 暗渠排水事業費	七、五八四	昭和十六年度特別會計罹災救助基金歲出更正豫算	
第一項 床締客土事業費	二、二二二	歲入歲出追加豫算	
第四項 自作農創設未墾地開發事業費	四四、一〇〇	歲出合計	
第三項 開墾助成事業費	七、一八	昭和十六年	
第五項 新設改良事業費	三〇、七六〇	第一項 寄附金	四、〇〇〇
歲出臨時部計	二一七、四一七	第二款 寄附金	四、〇〇〇
歲出合計	一一〇、一七一	第一項 寄附金	四、〇〇〇
昭和十六年度特別會計罹災救助基金歲出更正豫算	二一七、四一七	第一項 繼越金	三、五三一
歲出合計	一一〇、一七一	第一項 繼越金	三、五三一
昭和十六年九月二十四日		歲入合計	七、五三一

◆鳥取縣告示第七百七十號

青果物配給統制規則第七條ノ規定ニ依リ青果物種類別ノ出荷地區並ニ出荷團體左ノ通指定ス但シ梨ニ付テハ當分ノ間島取縣果物同業組合ヲシテ代行セシム

鳥取縣知事	八	田	三	郎
出荷地區				
梨				
梨、柿(富有、花御所、西條)里芋、大根、薤				
梨、柿(富有、花御所、御所、西條)栗、南瓜、里芋				
梨、柿(富有、花御所、西條)南瓜、里芋、大根				
梨、柿(富有、西條)葡萄、南瓜、里芋、大根、葱頭				
梨、柿(富有、西條)南瓜、里芋、白葱、葱頭				
梨、里芋、白葱、大根、葱頭				
梨、柿、栗、里芋				

彙報

塵芥も大切に

汚物掃除法施行細則の改正

(衛生課)

戦が長くなれば物は何でも減つて来て、國民生活はだん／＼不便になつて来る。従つてこれまでつまらぬものとして、又は僅なものとして捨てられてゐたものでも大切に使はねばならなくなつた。

て來る。この意味から塵芥といへども決して無駄にしてしまつてはならないのであつて、政府は本年五月、汚物掃除法施行規則といふ塵芥・屎尿等の處理法令を改正してこれらのものを大切に取扱ふやう發令された。よつて本縣でも時局と國策に順應するため九月十二日を以て從來の規則を一部改正して、昭和十七年一月一日から實施することとなつた。

從來鳥取・米子兩市の塵芥は市役所で集めて、これを焼却場に運んで焼却し、又は埋立、稀には農家の肥料ともしてゐたのである。

00185

00186

るが、これらの塵芥の中には燃料や飼料となるばかりでなく、古釘や針金屑等の戦時重要原料も澤山あり、専利用又は取扱の方法がよければ國家の爲に役立つものも多いのであるから、物資不足の今日これを回収して利用更生に資しなければならないのであるまじて腐敗し易い塵芥類を街路其の他に散亂することは不潔でもあり、危険な傳染病の媒介をする蟲の巣ともなるから、その取扱は科學的・衛生的合理的にして市街を美化し、市民の健康も増進されるやう心懸くべきはいふまでもない。

規則改正の要點は、鳥取・米子兩市の各戸では明年一月一日以後、臺所から出る厨芥と、屋内や戸敷廻りから出る雜芥とを振り別けて二つの塵芥箱に入れ、定められた塵芥運搬人に運んで貰はねばならぬことになり、又市長は塵芥を可燃物と不燃物とに區別して塵芥箱に集めるやう命令することが出来るやうになつたのである。

しかしこれは、各家庭必ずしも二つも三つもの塵芥箱を備へねばならぬといふのではなく、隣組や常會で申合せて稍大きい塵芥箱を區別して作り、各家庭では塵芥を集めた度にこの箱に運んで燃え物と燃えない物とに分けて入れて置いて、臺所から出る厨芥は別に從來のやうに完全に密閉することの出來る蓋のある厨芥専用塵芥箱を設ければよいのである。この塵芥は市役所で集めて

以上は鳥取・米子兩市のこの規則の實施される區域のことであるが、右以外の地域の縣民全體もよくこの趣旨を了解して、規則で定められなくともこれらの廢物を合理的に更生利用して銃後の火災となる危険に充分注意して不燃物として塵芥するやう心懸けねばならぬ。

終りに一言附加へて置くが、煉灰・豆炭等の灰は木灰と違つて燒却して木灰として重要な薬品の原料とし、不燃塵芥は埋立等に使用するわけである。

厨芥は撰り別けて家畜飼料や堆肥用として利用し、燃える塵芥は薬品製造はもとより肥料にもならないから、風で火の粉が飛んで火災となる危険に充分注意して不燃物として塵芥するやう心懸けねばならぬ。

以上は鳥取・米子兩市のこの規則の實施される區域のことであるが、右以外の地域の縣民全體もよくこの趣旨を了解して、規則で定められなくともこれらの廢物を合理的に更生利用して銃後の火災となる危険に充分注意して不燃物として塵芥するやう心懸けねばならぬ。

國民貯蓄組合未結成分野の解除ご同組合への加入促進運動

(振興課)

國民貯蓄組合法の施行に伴つて去る十日より十月十日までの一ヶ月間且下全國的に「國民貯蓄組合への加入促進運動」が展開せ

× × × ×

68100

00187

られ、あるが、本縣に於ても國民貯蓄組合未結成分野の解消に努力すると共に未加入者の絶無を期して本運動を展開してゐるのである。

右の國民貯蓄組合法は現下契緊の問題として本年三月第七十六議會で決定公布を見たもので、従つて今まで貯蓄組合を作つてゐたものは此の新法に依らなければならぬのであるが、我々は此の非常時局を能く認識して速かに貯蓄組合を結成し貯蓄報國に邁進したいものである。

尙ほ本運動の實施要綱を簡単に記せば次の如くである。

一、各市町村は本運動に關し特別推進計畫を樹立して之が施行を期すること

(イ) 地域組合に付ては市町村の特別推進計畫に従ひ左に依り之を實施すること。

(ロ) 職域組合に付ては市町村の特別推進計畫に従ひ左に依り之を實施すること。

特に其の中権部に對する督勵に努めること
連絡を密にすること

(1) 一般會社、個人企業の事務所、營業所の組合に關しては

特に其の中権部に對する督勵に努めること

援護に總たすき

00188

本年の玉蜀黍豫想收穫高

昭和十六年八月二十日現在を以て調査したる本縣に於ける本年のトウモロコシは作付面積五〇町四段、豫想收穫高六三〇石であつて、之を前年作付面積に比すれば三町九段（七分三厘）を、前年實收高に比すれば一四四石（一割八分六厘）の各減少を示してゐる。

蓋し本年のトウモロコシは植付以來降雨が特續した爲、徒長歟弱であつて多少病虫害の發生を見、又作付面積の減少に依り前記の如き收穫を見るべき豫想である。

尙之を郡市別に示すと次の如くである。

昭和十六年八月二十日 現在を以て調査した本縣に於ける本年の大豆は作付面積八六三町三段、豫想收穫高八、八二〇石であつて、之を前年作付面積に比すると八〇町四段（八分五厘）を、前年實收高に比すると一、六三六石（一割五分六厘）の、各減少を示してゐる。

蓋し本年の大豆作は播種以來降雨が持続した爲従長軟弱であつて生育不良であるとのと、作付面積の減少とに依り、前記の如き收穫を見るべき豫想である。

尙之と郡別に示せば次の如くである。

(統計課)

尙之を郡市別に示すと次の如くである。
（中略）

昭和十六年八月二十日 現在を以て調査した本縣に於ける本年の大豆は作付面積八六三町三段、豫想收穫高八、八二〇石であつて、之を前年作付面積に比すると八〇町四段（八分五厘）を、前年實收高に比すると一、六三六石（一割五分六厘）の、各減少を示してゐる。

蓋し本年の大豆作は播種以來降雨が持続した爲従長軟弱であつて生育不良であるとの、作付面積の減少とに依り、前記の如き收穫を見るべき豫想である。

尙之と郡別に示せば次の如くである。

(統計課)

鳥取市	米子市	岩美郡	八頭郡	氣高郡	東伯郡	西伯郡	日野郡	計
一〇一	一〇一	一三一	二一二	五七二	一六七	一九六	一三八	五〇四
二〇石	二〇◎	二〇	二〇	二〇○	三二〇	三二〇	二一〇	六三〇
豫想收穫高	積前年比付面	豫想收穫高	積前年比付面	豫想收穫高	豫想收穫高	豫想收穫高	豫想收穫高	豫想收穫高
△△△	△△	△△	△△	△△△△	△△△△	△△△△	△△△△	△△△△
一九一	一九一	一九一	一九一	三六八	五三八	二〇三	三一三	六三〇
二石	二石	二石	二石	一四一	一四一	一四四	一四四	一四四

昭和十六年九月廿四日印刷
昭和十六年九月廿四日發行

鳥取縣鳥取市東町